



繰延資産の取扱い

法人税法上の繰延資産とは、法人が支出する費用のうち、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除きます）とされています。繰延資産に該当する費用は、支出時に貸借対照表の資産に計上し、支出の効果が及ぶ期間に応じて償却することとなります。

繰延資産の範囲

税法上の繰延資産は、主に10の項目に区分されています（図表参照）。

(1)～(5)は会計上の繰延資産とは同じですが、(6)～(10)は税法固有の繰延資産となっています。繰延資産の具体的な内容は以下のとおりです。

- (イ) 負担者等の共同の用に供されるものまたは協会等の本来の用に供されるもの：その施設の耐用年数の10分の7に相当する年数（土地取得に充てられる部分は5年）
- (ロ) 負担者の共同の用と一般公衆の用に供されるもの（アーケード等）：5年（施設の耐用年数が5年未満の場合はその耐用年数）
- (ハ) 資産を賃借しまたは使用するための費用
- (ニ) 不動産を借りる際に支払う礼金や更新料等の権利金、リース資産を利用する際に負担する据付費等のこと
- (ヘ) ただし、不動産業者に支払う仲介手数料は、繰延資産としないで全額損金とすることができます。償却期間は以下のとおりです。
- (イ) 建物の新築に際して支払った権利金等がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、建物の存続期間中賃借でき

図表 税法上の繰延資産の範囲

区分	償却方法
(1) 創立費	随時償却 (※1)
(2) 開業費	
(3) 開発費	
(4) 株式交付費	償却期間に応じて均等償却 (※2)
(5) 社債等発行費	
(6) 自己が便益を受ける公共的施設等の設置等のための費用	
(7) 資産を賃借しまたは使用するための費用	
(8) 役務の提供を受けるための費用	
(9) 広告宣伝用資産の贈与のための費用	
(10) その他自己が便益を受けるための費用	

(※1) 償却額を法人の任意で決められる償却方法
(※2) 支出金額が20万円未満の場合は、損金経理した金額を全額損金算入できる

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

掲載(予定)テーマ

- ① 減価償却資産と法人税
- ② 減価償却の変更と中古資産
- ③ 資本的支出と修繕費
- ④ 繰延資産の取扱い
- ⑤ 棚卸資産の取扱い
- ⑥ 有価証券の取扱い

- (1) 創立費
会社を設立する際にかかる費用のうち、会社が負担すべき費用です。定款等の作成費用、株主募集のための広告費、株券等の印刷費、設立登記のための登録免許税等が該当します。
- (2) 開業費
税法では、開業準備のために、特別に支出する費用（広告宣伝費や調査費等）とされています。たとえば、設立から開業までの期間に支払った建物の賃借料や水道光熱費等の経常的な費用は、特別な支出ではないので税法上の開業費には該当しません（通常どおりに費用計上）。
- (3) 開発費
新たな技術や新たな経営組織の採用、資源開発または市場開拓等のために、特別に支出する費用
- (4) 公共的施設
① 公共的施設とは、道路、堤防、
- (5) 社債等発行費
社債等の印刷費や社債募集のための広告費、その他債券（新株予約権を含む）の発行のための費用です。
- (6) 自己が便益を受ける公共的施設または共同の施設の設置または改良のための費用
- (7) 共同の施設
② 共同の施設とは、共同展示場や所属する協会等の会館等のほか、商店街のアーケードや装飾電灯等の
- (8) 役務の提供を受けるための費用
フランチャイズチェーンの加盟金やコンサルタントを受ける際の指導料等、ノウハウの提供を受ける際に支出する一時金や頭金のこと
- (9) 広告宣伝用資産の贈与のための費用
「マンガのキャラクターを商品のマーク等として使用する場合に著作権者に支払う一時金（出版権の設定の対価）」や「プロ野球球団が選手と契約を結ぶ際に支払う契約金等も繰延資産となります。償却期間は以下のとおりです。
- (イ) 出版権の設定の対価：設定契約に定める存続期間（定めがない場合は3年）
- (ロ) 職業運動選手等の契約金等：契約期間（定めがない場合は3年）
- (ハ) 同業者団体等の加入金：5年
- (ニ) スキー場のゲレンデ整備費用

- (イ) および(ロ)以外の権利金等：5年（契約による賃借期間が5年未満で、契約の更新時に再び権利金等の支払いを要することが明らかであるときは、その賃借期間）
- (ロ) 電子計算機等の賃借に伴って支出する費用：その機器の耐用年数の10分の7に相当する年数（その年数が賃借期間を超えるときは、その賃借期間）
- (ハ) 新製品の開発するための特許権使用料や新市場を開拓するための展示会出展費、油田を探索するための調査費用等が該当します。
- (ニ) 株式交付費
新株を発行した際の株券等の印刷費や増資の登記をした際の登録免許税、その他自己の株式（出資を含む）の交付のために支出する費用です。
- (ヘ) 社債等発行費
社債等の印刷費や社債募集のための広告費、その他債券（新株予約権を含む）の発行のための費用です。
- (ト) 自己が便益を受ける公共的施設または共同の施設の設置または改良のための費用
- (チ) 共同の施設
② 共同の施設とは、共同展示場や所属する協会等の会館等のほか、商店街のアーケードや装飾電灯等の
- (リ) 役務の提供を受けるための費用
フランチャイズチェーンの加盟金やコンサルタントを受ける際の指導料等、ノウハウの提供を受ける際に支出する一時金や頭金のこと
- (ニ) 広告宣伝用資産の贈与のための費用
「マンガのキャラクターを商品のマーク等として使用する場合に著作権者に支払う一時金（出版権の設定の対価）」や「プロ野球球団が選手と契約を結ぶ際に支払う契約金等も繰延資産となります。償却期間は以下のとおりです。
- (イ) 出版権の設定の対価：設定契約に定める存続期間（定めがない場合は3年）
- (ロ) 職業運動選手等の契約金等：契約期間（定めがない場合は3年）
- (ハ) 同業者団体等の加入金：5年
- (ニ) スキー場のゲレンデ整備費用

「マンガのキャラクターを商品のマーク等として使用する場合に著作権者に支払う一時金（出版権の設定の対価）」や「プロ野球球団が選手と契約を結ぶ際に支払う契約金等も繰延資産となります。償却期間は以下のとおりです。

(イ) 出版権の設定の対価：設定契約に定める存続期間（定めがない場合は3年）

(ロ) 職業運動選手等の契約金等：契約期間（定めがない場合は3年）

(ハ) 同業者団体等の加入金：5年

(ニ) スキー場のゲレンデ整備費用

「マンガのキャラクターを商品のマーク等として使用する場合に著作権者に支払う一時金（出版権の設定の対価）」や「プロ野球球団が選手と契約を結ぶ際に支払う契約金等も繰延資産となります。償却期間は以下のとおりです。

(イ) 出版権の設定の対価：設定契約に定める存続期間（定めがない場合は3年）

(ロ) 職業運動選手等の契約金等：契約期間（定めがない場合は3年）

(ハ) 同業者団体等の加入金：5年

(ニ) スキー場のゲレンデ整備費用

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表、「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。